

# 佐賀市星空学習館指定管理者募集要項

令和 2 年 7 月

佐賀市教育委員会

## 目 次

<b>第 1 施設の概要</b>	
1 施設の名称及び所在地等	・・・ 1
2 施設の内容	・・・ 1
3 利用実績	・・・ 1
<b>第 2 施設の管理運営に関する事項</b>	
1 施設の設置目的	・・・ 2
2 天体・科学に関する事業及び施設の管理運営に関する 基本的な考え方	・・・ 2
3 天体・科学に関する事業の目安	・・・ 2
4 管理の基準	・・・ 2
5 指定及び指定期間	・・・ 3
6 業務の範囲	・・・ 3
7 第三者への業務委託	・・・ 3
7 管理運営に要する経費	・・・ 4
<b>第 3 応募に関する事項</b>	
1 応募者の資格	・・・ 4
2 応募者の制限	・・・ 4
3 複数の団体でのグループ（共同体）応募	・・・ 5
<b>第 4 公募及び申請の手続き</b>	
1 公募及び選定スケジュール	・・・ 5
2 公募事務の担当課	・・・ 5
3 募集要項、仕様書等の配布	・・・ 5
4 参加表明書の受付	・・・ 6
5 現地説明会の開催	・・・ 6
6 募集要項等に関する質問及び回答	・・・ 6
7 申請書類の受付	・・・ 7
8 申請書類の作成及び提出時における留意事項	・・・ 7
<b>第 5 指定管理者の選定</b>	
1 選定方法	・・・ 8

2	プレゼンテーション及びヒアリング審査	・・・ 8
3	審査結果通知	・・・ 8
4	事業計画書の評価基準	・・・ 9
5	応募団体の失格要件	・・・ 10
<b>第6</b>	<b>指定管理者の指定</b>	
1	指定管理者の指定	・・・ 10
2	指定の取消しに伴う損害賠償の請求	・・・ 10
3	協定書の締結	・・・ 11
<b>第7</b>	<b>その他の留意事項</b>	
1	応募に係る費用負担	・・・ 11
2	申請の辞退	・・・ 11
3	指定の取消し	・・・ 11
4	学習館で発生した事故等への対応に関して特に留意すべき事項	・・・ 11
5	指定管理者の情報公開	・・・ 11
6	リスク分担の考え方	・・・ 12
7	業務の引継ぎ	・・・ 13
8	管理運営状況の把握	・・・ 14
9	指定管理者の募集、選定過程の情報公開	・・・ 14
10	指定管理業務に対する監査等	・・・ 14

天体・科学に関する学習を推進することによる生涯学習の振興を目的とした「佐賀市星空学習館」（以下「学習館」という。）の効率的・効果的な管理運営及び専門的な事業の実施並びに市民サービスの向上を図るため、次のとおり指定管理者を募集します。

## 第1 施設の概要

### 1 施設の名称及び所在地等

名 称	佐賀市星空学習館
所 在 地	佐賀市西与賀町大字高太郎328番地
敷地面積	1,944.76㎡
延床面積	828.82㎡
竣 工	平成4年3月

### 2 施設の内容

部屋名称	面 積	収容人数	備 考
多目的室	約 236 ㎡	約 147 人	・卓球台 4 台 ・バドミントン 1 面 ※併用不可
学習室 1	約 49 ㎡	約 30 人	
学習室 2	約 62 ㎡	約 38 人	
学習室 3	約 49 ㎡	約 30 人	
和 室	約 37 ㎡ (18 畳)	約 23 人	
資料室	約 18 ㎡	—	
天体観測室	約 17 ㎡	—	天体望遠鏡本体(高橋製作所 F C T - 2 0 0)
駐車場	約 450 ㎡	—	20 台収容可能(他に隣接の臨時駐車スペースあり)

※収容人数は、机に3人掛けした場合で算定しています。

### 3 利用実績（平成29年度から令和元年度まで）

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度
開館日数		307 日	308 日	300 日
利用者数	多目的室	11,793 人	11,120 人	13,111 人
	学習室 1	1,344 人	1,309 人	1,071 人
	学習室 2	1,345 人	1,331 人	1,761 人
	学習室 3	1,478	1,166 人	1,168 人
	和室	1,006	1,043 人	1,308 人
	資料室	761	411 人	396 人
	天体観測室	2,629	2,178 人	2,050 人

	合 計	20,356 人	18,558 人	20,865 人
	1 日当たりの平均人数	約 66 人	約 60 人	約 69 人

## 第 2 天体・科学に関する事業及び施設の管理運営に関する事項

### 1 施設の設置目的

学習館は、天体・科学に関する学習を推進することにより、生涯学習の振興を図ります。

### 2 天体・科学学習に関する事業及び施設の管理運営に関する基本的な考え方

学習館では、天体・科学を主とした生涯学習活動の実施・支援により施設の設置目的を達成するため、次の事項を基本に事業や管理運営を行います。

- (1) 市民が、天体・科学に親しみを持てるような施設となるよう、利用しやすい雰囲気づくりに努め、魅力ある生涯学習事業を展開する
- (2) 多くの市民が生涯学習活動に親しむ場となるよう努める
- (3) 利用者の安全を確保し、快適な施設利用が可能となる施設管理を行う
- (4) 利用者の公平性を確保し、サービスや満足度の向上を図る
- (5) 施設の効率的・効果的な運営を行う
- (6) 適切な広報を行う等、利用促進を積極的に図る

### 3 天体・科学に関する事業の目安

大人から子どもまでを対象とし、天体・科学に興味を持ってもらうためのものとし、具体的には次のとおりとします。

- (1) 定例の観望会を実施する
- (2) 特別な天体現象がある場合は観望会を実施する
- (3) 天体・科学教室を実施する
- (4) 学社融合を意識し、特に小学校の授業等との連携を行う
- (5) その他施設の目的を達成するために、天体・科学に関する事業を実施する

### 4 管理の基準

学習館の管理の基準は次のとおりとします。

#### (1) 法令等の遵守

管理運営を行うに当たっては、地方自治法、労働関係法令、建築基準法等の施設維持、設備保守点検等に関する法令、佐賀市星空学習館条例、同条例施行規則、佐賀市個人情報保護条例、その他施設の管理に必要な法令、条例、規則を遵守し、適正に実施するものとします。

#### (2) 開館日及び開館時間

##### ア 開館日

次に掲げる閉館日を除く、年間約 300 日とします。

- (ア) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律による休日に当たるときは、その翌日）
- (イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) 教育長が必要と認めるとき

## イ 開館時間

午前9時から午後10時まで（変更になる場合があります）

※天体事業実施時等、必要に応じて変更になる場合があります。

### (3) 個人情報の保護に関する留意事項

指定管理者は、佐賀市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として佐賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が明示する措置を実施していただくとともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

### (4) 平等利用の確保

学習館の運営に当たっては、特定の個人や団体に有利又は不利な取扱いが無いよう、施設の平等利用を確保してください。

### (5) その他

学習館の管理運営に当たっての留意事項については、この募集要項に定めるもののほか、管理運営に関する業務仕様書や指定管理者指定後に締結する協定書等で定めることとなります。

## 5 指定及び指定期間

指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定していますが、指定管理者の指定及び指定期間は、市議会の議決を経たうえで決定します。なお、管理を継続することが適当でないと教育委員会が認める場合には、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

## 6 業務の範囲

- (1) 学習館の運営業務
- (2) 学習館の利用に関する業務
- (3) 天体・科学に関する学習に係る事業実施業務
- (4) 学習館全体の維持管理業務
- (5) 機械設備等の日常点検及び運転監視業務
- (6) 天体設備、機械設備等の保守点検業務
- (7) その他学習館の管理運営に必要なものとして教育長が認める業務

## 7 第三者への業務委託

指定管理者が行う業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、教育委員会の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

## 8 管理運営に要する経費

管理運営に要する経費は、原則として市からの指定管理料及び学習館の利用料金を充てるものとします。

### (1) 指定管理料

指定管理者が事業計画に基づき管理運営業務を行うに当たって、委託料は市が適性であると認める金額の範囲内とし、具体的な金額や支払い方法は毎年度締結する協定書において定めるものとします。なお、管理運営のために市が支払う委託料の上限額（単年度）は、年額16,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とします。

※指定管理料の額は、収支計画における収支の差し引き額を基本とし、毎年予算の範囲内において協議の上で決定します。

※大規模修繕については、市において予算措置を行います。

※消費税及び地方消費税額の算定方法に変更が生じた場合、指定管理料の額は変更するものとします。

### (2) 利用料金制の採用

学習館は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用するものとし、利用料金は指定管理者の収入とします。利用料金は、佐賀市星空学習館条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

○佐賀市星空学習館条例（別紙）

## 第3 応募に関する事項

### 1 応募者の資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。個人での応募はできません。

### 2 応募者の制限

次いずれかに該当する団体は応募できません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消されたことがある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者
- (3) 佐賀市の指名停止を受けている期間中の者
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者
- (5) 直近1年間の法人税並びに消費税及び地方消費税の他、義務付けられている税を滞納している者
- (6) 佐賀市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等に該当す

る者

### 3 複数の団体でのグループ（共同体）応募

- (1) グループ（共同体）の名称を設定し、代表団体を定めるものとします。
- (2) グループ（共同体）の構成団体は、単独での応募や他のグループ（共同体）での応募はできません。
- (3) 応募団体の構成員は、他の団体の構成員になることはできません。

## 第4 公募及び申請の手続き

### 1 公募及び選定スケジュール

- (1) 募集要項、仕様書等の配布  
令和2年7月31日(金)から8月21日(金)まで
- (2) 参加表明書の受付  
令和2年7月31日(金)から8月21日(金)まで
- (3) 現地説明会の開催  
令和2年8月26日(水)
- (4) 募集要項等に関する質問の受付  
令和2年8月26日(水)から8月31日(月)まで
- (5) 申請書類の受付  
令和2年9月9日(水)から9月24日(木)まで
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査  
令和2年10月15日(木)から10月22日(木)まで
- (7) 審査結果通知  
令和2年10月下旬以降

### 2 公募事務の担当課

募集要項等の配布や参加表明書等の受付は以下の部署で行います。

【担当課】 〒840-0831 佐賀市松原二丁目2番27号  
佐賀バルーンミュージアム3階  
佐賀市教育委員会 社会教育部 社会教育課 総務企画係  
電話：0952-40-7365 FAX：0952-24-2332  
E-Mail：[shakaikyoiku@city.saga.lg.jp](mailto:shakaikyoiku@city.saga.lg.jp)

### 3 募集要項、仕様書等の配布

- (1) 配布期間  
令和2年7月31日(金)から8月21日(金)まで(土日・祝日は除く)
- (2) 配布  
担当課で配布のほか、佐賀市ホームページ(<http://www.city.saga.lg.jp/>)



からもダウンロードできます。

#### 4 参加表明書の受付

##### (1) 受付期間

令和2年7月31日（金）から8月21日（金）まで（土日・祝日は除く）

※受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

##### (2) 提出書類

ア 「佐賀市星空学習館指定管理者公募」参加表明書（様式第1号）

イ 現地説明会参加者名簿（様式第2号）

※提出の際は、必ず事前に連絡をしてください。

##### (3) 提出方法

持参又は電子メールにより提出してください。

※電子メールでの提出は、8月21日（金）午後5時必着とします。

##### (4) 受理の通知

参加表明書を受理した後、受理した旨を電子メール等により通知します。受付期間内に参加表明書を提出したにもかかわらず、通知がない場合は、社会教育課まで御連絡ください。

#### 5 現地説明会の開催

募集要項等に関する説明や施設見学を行います。

##### (1) 開催日時

令和2年8月26日（水）10時から2時間程度

##### (2) 開催場所

佐賀市星空学習館 2階

##### (3) その他

参加者は各団体3名以内とします。募集要項等の事前配布資料は、当日配布しないため、各自御持参ください。

※グループ（共同体）は1団体として取り扱います。

#### 6 募集要項等に関する質問及び回答

##### (1) 受付期間

令和2年8月26日（水）から8月31日（月）まで（土日は除く）

##### (2) 提出書類

質問書（様式第3号）

※提出の際は、必ず事前に連絡をしてください。

##### (3) 提出方法

社会教育課宛に電子メール等により提出してください。

※8月31日（月）午後5時必着とします。

##### (4) 回答方法

質疑集約後、令和2年9月8日（火）までに、全応募団体に対して電子メー

ル等で回答します。

## 7 申請書類の受付

### (1) 受付期間

令和2年9月9日（水）から9月24日（木）まで（土日・祝日は除く）

### (2) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の書類を提出してください。

※現地説明会へ参加した団体のみ、申請書類の提出ができます。

提出書類	様式	正本	副本
指定管理者指定申請書	第4号	○	—
グループ（共同体）構成員届 ※グループ（共同体）応募の場合、協定書等と合わせて提出してください。	第5号	○	○
事業計画書	第6号		
団体（法人等）概要	第7号		
類似施設の管理業務実績書	第8号		
管理運営を行う人員体制	第9号		
収支計画	第10号		
<申請団体に関する資料> ①定款、寄付行為若しくは規約又はこれらに類する書類 ②会社の登記簿謄本（3ヶ月以内に取得したもの）又は法人の登記事項証明書 ③国税及び地方税の納税証明書（直近1年分） ④法人等の決算関係書類（直近3年間） 貸借対照表、損益計算書、営業報告書	任意様式		

※グループ（共同体）は、代表団体及び構成団体ごとに「様式第7号」、「様式第8号」、「任意様式<申請団体に関する資料>①～④」を提出してください。

### (3) 提出方法

持参又は書留郵便により提出してください。

※郵送での提出は、9月24日（木）午後5時必着とします。

### (4) 提出部数

提出部数は、正本を1部、副本を12部（副本は複写可）とします。

## 8 申請書類の作成及び提出時における留意事項

### (1) 作成時

#### ア 申請書類の様式

事業計画書等の申請書類及び参考資料等は、A4サイズとします。（官公庁が発行する証明書等やむを得ないものを除きます。）

#### イ 言語、通貨、単位等

事業計画書に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

#### ウ 使用用紙の制限

事業計画書等の用紙は、事業者を特定できる名称、ロゴ等の入っていない用紙を使用してください。

#### エ 参考図書の見覧

事業計画書の作成に当たり、施設平面図等の資料が必要な場合は、担当課において参考図書の見覧に応じます。

### (2) 提出時

#### ア 事業計画書

応募団体1団体につき、一つの事業計画書とします。

#### イ 申請書類の変更

##### (7) 受付期間内

「佐賀市星空学習館指定管理者公募」申請書類変更届（様式第11号）に変更内容が確認できる書類を添付して提出してください。

##### (4) 受付期間後

原則として認めません。

## 第5 指定管理者の選定

### 1 選定方法

「佐賀市星空学習館指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最優秀団体を選定します。ただし、申請者多数の場合は申請書による1次審査実施し、審査を通過した団体に対し2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

### 2 プレゼンテーション及びヒアリング審査

#### (1) 日程

令和2年10月15日（木）から10月22日（木）頃  
※審査の詳細（開催日時等）については、後日通知します。

#### (2) 方法

ア 審査は3名以内での出席とします

イ 審査は、応募団体による申請書の説明後、選定委員からの質疑応答とします。

ウ 説明に際し、プロジェクター等の機器を用いることができます。ただし、あくまでも事業計画書の表現を細くするために使用するもので、提出した事業計画書の内容についての追加や変更を行うことはできません。

### 3 審査結果通知

令和2年10月下旬以降に指定申請書を提出した全応募団体に文書で通知しま

す。

#### 4 事業計画書の評価基準

指定管理者の選定に当たっては、次の項目について審査を行います。

項目	配点(内訳)
<b>◎応募者の運営能力及び社会貢献活動</b>	10
○応募団体の経営状況 ・経営母体の経営状況、資本・資産状況等	5
○社会貢献活動の実績 ・社会貢献活動の実績(天体・科学に関するものを含む)	5
<b>◎指定管理者としての基本理念及び運営姿勢</b>	15
○公の施設におけるサービス提供者としての考え方 ・基本理念、公平性、社会的弱者への配慮等	5
○施設の効率的・効果的運営の方法 ・利用促進策、コスト削減対策等	5
○市民サービス向上に向けた考え方との方策 ・営業日数、利用料金、イベント内容等	5
<b>◎管理運営の体制</b>	20
○施設管理の体制 ・運営体制、運営方法(施設全体のマネジメント)	5
○施設等の維持管理の内容及び方法 ・適切な施設の維持管理業務(日常、定期)、機械設備等の保守業務等の履行確保	5
○利用者の安全対策と緊急時の対応 ・安全性向上に向けた対策、緊急時の対応策等	5
○業務従事者の人材育成策 ・取り組み内容等	5
<b>◎天体・科学を通じた生涯学習の推進</b>	35
○事業実績 ・他の地方公共団体等における天体・科学事業の取組実績(取組事例等)	5
○事業計画における事業の数や事業対象者の設定の妥当性 ・年間事業数 ・子どもや大人、親子対象など事業の対象者設定	5
○事業計画の独創性、先進性 ・専門業者としての独創性 ・他団体の先進事業の取入れ ・新たな事業の創出	5

○事業計画の具体性 ・事業計画の実行性 ・事業計画の綿密性	5
○天体・科学に興味をもってもらえるための魅力的、効果的な事業計画 ・事業計画による集客性 ・事業同士の連続性などの工夫	5
○事業の効率的・効果的な実施の方法 ・ボランティア養成などの工夫	5
○常時、天体観望を行うための人員配置(配置の工夫等) ・効率的・効果的な人員配置	5
<b>◎その他</b>	<b>20</b>
○収支計画 ・支出額の妥当性、確実性、収入見込額・収入差引の妥当性	5
○個人情報等の情報管理の考え方と取組 ・利用者の個人情報等の管理に関する考え方や管理方法の内容等	5
○総合性(企画意欲、計画性等) ・指定期間における計画性、積極性、事業提案企画力等	10

※応募団体の業務実績や納税状況等の確認のため、必要と判断する場合は、関係機関等への聞き取りや調査を行います。

## 5 応募団体の失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格となります。

### (1) 応募書類に関するもの

- ア 提出方法を遵守せずに提出されたもの
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

### (2) 関係者との接触に関するもの

指定管理者の選定に当たり、応募団体の関係者が選定委員、市職員等の関係者に対し、公平性を損なうような接触を行ったことが認められる場合

## 第6 指定管理者の指定

### 1 指定管理者の指定

最優秀団体は、令和2年12月議会の議決を経て、指定管理者に指定される予定です。

## 2 指定の取消しに伴う損害賠償の請求

議会の議決を得られなかった場合は指定管理者として指定されません。また、議決後であっても管理を委任する上で不相当と認められる事態が生じた場合には、その指定を取り消すことがあります。

その際には、指定管理者の損害に対して、市は賠償を行いません。一方、指定の取消しに伴う市の損害については、指定管理者に対し損害賠償を請求することがあります。

## 3 協定書の締結

指定管理者の指定後に、市と指定管理者は指定管理業務内容の詳細等について協議の上、指定期間における基本事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに「年度ごとの協定」を締結します。

## 第7 その他の留意事項

### 1 応募に係る費用負担

応募に要する費用は全て応募団体の負担とします。

### 2 申請の辞退

参加表明書の受理通知を受取り後、指定管理者の申請を辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届（様式第12号）を提出してください。

### 3 指定の取消し

教育委員会は、指定管理者が法令違反等により管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

その場合、佐賀市は指定管理者の損害に対して賠償を行いません。また、取消しに伴う佐賀市の損害について、指定管理者に対し損害賠償請求を行うことがあります。

### 4 学習館で発生した事故等への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は学習館において発生した事故への損害賠償の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

(2) 学習館で事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ安全管理マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を教育委員会へ報告しなければなりません。

(3) 指定管理者は、自らのリスクに対し、適切な範囲で保険等に加入しなければなりません。

### 5 指定管理者の情報公開

指定管理者の情報公開については、佐賀市情報公開条例(平成17年佐賀市条例第19号)第27条第1項により「指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めなければならない。」と定められており、指定管理者が業務を行うに当たって作成し、又は取得した文書等(図面、写真、電磁的記録等を含む。)で、指定管理者が保存、管理しているものの公開については、指定管理者が別途情報公開の規程を定め、情報公開に努める必要があります。

## 6 リスク分担の考え方

市と指定管理者の責任分担は、次のとおりとします。

リスク区分	内容	佐賀市	指定 管理者
準備段階	募集要項、仕様書等の誤りや不備により必要となった経費	○	
	事業計画書等指定管理者の提案内容の誤りにより必要となった経費		○
法令等変更	管理運営業務に影響を及ぼす法令等の新設・変更による経費の増加又は収入の減少	協議	
税制変更	消費税(地方消費税含む)率の変更による管理運営費の増減	○	
	上記以外の税制の改正による管理運営費の増減	協議	
資金調達	管理運営に必要な資金の確保		○
近隣対策・利用者への対応	地域住民、自治会等との協調 地域住民等からの苦情対応		○
	利用者の安全確保(応急措置を含む) 利用者からの苦情対応		○
第三者賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合の対応(損害賠償にかかる費用を含む。)	○	
	指定管理者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合の対応(損害賠償にかかる費用を含む。)		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合の対応(損害賠償にかかる費用を含む。)	協議	
管理運営業務の変更・中止・延期	市の指示や市の帰責事由による管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加又は収入の減少等	○	
	指定管理者の帰責事由による管理運営業務の		○

	変更・中止・延期に伴う経費の増加又は収入の減少等		
不可抗力	市及び指定管理者いずれの責にも帰すことのできない不可抗力（地震・台風等の自然災害、暴動、感染症等）による管理運営業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加又は収入の減少等	協議	
	市及び指定管理者いずれの責にも帰すことのできない不可抗力により損壊した施設・設備等の復旧	○	
施設修繕等	市の計画等により行う施設・設備等の大規模な修繕・改修	○	
	管理上の瑕疵により行う施設・設備等の補修・修繕		○
	上記以外の経年劣化等により行う施設・設備等の補修、修繕	協議	
施設競合	他施設との競合による経費の増加又は収入の減少		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
	著しい物価変動により指定管理者の収支計画に多大な影響を与える経費の増加又は収入の減少	協議	
需要変動	利用者数などの需要変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
	募集時の想定を超える外的要因による大規模な需要変動により指定管理者の収支計画に多大な影響を与える経費の増加又は収入の減少	協議	
原状回復	指定期間満了時又は指定の停止時における原状回復に係る費用		○
業務引継ぎ	事業終了時の引継ぎに必要なコスト		○

## 7 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定時、指定期間途中での指定管理者の交代時及び指定期間終了時に次期指定管理者が円滑に、かつ、支障なく学習館の管理運営業務を遂行できるよう、教育委員会及び次期指定管理候補者に対して協力するとともに、業務に関する調整や必要な書類、データの提供等を行っていただきます。

※事務引継ぎに要する経費は、指定管理者及び次期指定管理者の負担とします。



## 8 管理運営状況の把握

教育委員会は、施設の適正な管理運営を確保するため、指定管理者に対して定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めると共に、随時、業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

一方、指定管理者は、住民サービスの向上に向け、利用者に対する満足度アンケート調査等を実施し、利用者の満足度や意見・苦情等を把握するものとします。

なお、教育委員会は毎年学習館の運営状況等を評価し、「指定管理者運営評価シート」を公表します。

## 9 指定管理者の募集、選定過程の情報公開

### (1) 情報の公表

指定管理者の公募、選定過程で作成される文書等の公表については、佐賀市情報公開条例の規定を踏まえ、少なくとも次に掲げる項目について、佐賀市のホームページに公表いたします。

公表する項目	公表の時期
◎審査項目及び審査項目ごとの配点	募集時(募集要項に記載)
◎応募団体の数	募集締切り後速やかに
◎選定組織における審査結果 ○選定された団体の名称 ○総合得点 ※選定されなかった団体については 個別名称を掲示しません	指定管理者候補者の内定後
◎指定管理者運営評価シート	対象年度の翌年度

### (2) 選定組織の会議

選定組織の会議については、応募団体に関する情報であって、公表することにより当該応募団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものが含まれる可能性が排除できないこと、また、率直な意見交換が損なわれる恐れがあることなどから、原則として非公表とします。

## 10 指定管理業務に対する監査等

学習館の指定管理業務について、市の監査委員等による監査・検査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査・検査に協力するものとします。